**北広島市中央陸橋下西駐車場利用確約書**

(名称及び位置)

第1条　駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 中央陸橋下西駐車場 | 北広島市青葉町50番地 |

　(自動車の規模)

第2条　駐車できる自動車の規模は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 全長 | 全幅 | 全高 |
| 5.0m以内 | 2.0m以内 | 2.1m以内 |

(駐車料金)

第3条　駐車場を利用する者は(以下「利用者」という。)は北広島市道路占用料徴収条例、別表の内、その他のものに該当し、占用面積1平方メートルにつき1年間、　　　　円を納付しなければならない。期間は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年の途中の場合は、その月の1日からとし、月割で徴収する。

(維持管理等)

第4条　場内の冬期間の除雪等、通常の維持管理は利用者が行なうこと。ただし、施設の補修及び市長が必要と認めたときは、市が行なうこととする。

(料金の還付)

第5条　既納の料金は還付しない。

(駐車の拒否)

第6条　市長は、次の各号の一に該当する場合は、当該自動車の駐車を拒否することができる。

　(1)　自動車に発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

　(2)　駐車場の施設又は設備を毀損するおそれがあるとき。

　(3)　道路運送車両法(昭和26年法律第185号。)に違反すると認められるとき。

　(4)　前3号のほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第7条　駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

　(1)　関係市職員の指示又は標識並びに路面表示に従わないで、自動車を駐車させること。

　(2)　他の自動車の駐車を妨げること。

　(3)　他の自動車を毀損するおそれのある行為をすること。

　(4)　前3号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(休止)

第8条　市長は駐車場の補修その他、管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

2　市長は前項の規定により利用の休止をしたときは、第5条の規定にかかわらず、規定で定める金額を還付する。

(損害賠償)

第9条　利用者は、駐車場の標識その他設備を毀損し、若しくは減失したときは、市長が定めるところにより直ちにこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(損害の責任)

第10条　駐車場内における盗難、毀損又は自動車相互の接触、若しくは衝突によって生じた損害その他火災等不可抗力によって生じた損害については、市は一切の責めを負わない。ただし、市の責めに帰すべき理由によるときは、この限りではない。

(占用の取消し)

第11条　市長は、利用者が第7条各号の一に該当するときは、駐車場の占用を取消すことができる。この場合において、利用者に損害が生じても市は一切その賠償の責めを負わない。

(厳守事項)

第12条　利用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)　駐車場における走行速度は、毎時5キロメートルを超えないこと。

　(2)　駐車場では、喫煙又は火気の使用をしないこと。

　(3)　駐車場の設備、器物、他の自動車又はその取付物に損傷を与えないこと。

　(4)　事故が発生したときは、直ちに届出ること。

　(5)　駐車中は、エンジンを停止させておくこと。

　(6)　駐車場の管理業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(委任)

第13条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

上記の事項を遵守することを確約いたします。

令和 年 月 日

道路管理者

北広島市長　上野　正三　様

　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　連絡先